

福山市民病院白衣類洗濯業務仕様書

件名：福山市民病院白衣類洗濯業務

業務場所：福山市蔵王町五丁目23番1号及び福山市民病院が指定する場所

業務期間：2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

この仕様書は、福山市民病院内で適切な衛生管理を行い、病院医療業務に支障をきたさないことを目的とする白衣類洗濯業務の概要を示すものである。

病院は、来院患者の治療や入院患者の療養生活の場であり、清潔で安らげる環境の提供が求められているため、業務の重要性を認識し円滑な運営を図るため細心の注意を払い効率的に業務を実施しなければならない。

また、この仕様書に定めのないものであっても福山市（以下「発注者」という。）の依頼により受託者（以下「受注者」という。）が判断し契約金額の範囲内で適正に業務を実施しなければならない。

なお、この仕様書に予定していた業務等に変更の必要が生じたときは発注者受注者協議し業務の実施にあたるものとする。

1 施設の概要

別紙1「病院概要」のとおり

2 白衣類の品目・数量等

別紙2「2026年度（令和8年度）予定数量」のとおり

【注意事項】 2026年度夏頃から看護師の白衣の運用・変更を予定しており、変更後は概ね75%程度洗濯量の減少があると見込み。予定数量はそれを考慮したうえでのものである。

対象品目は、半白衣及びトレパンとする。

3 従業員の質的確保等

ア 受注者は、業務遂行のため適切な人員を配置し、従業員名簿を発注者へ通知すること。また、受注者の従業員を直接指揮命令する管理責任者を選任し、発注者との連絡及び調整を行うこと。なお、受注者は、管理責任者の名前を書面により発注者へ通知すること。また、これを変更した場合も同様とする。

イ 受注者は、従業員に対する雇用主として労働関係法令を遵守するとともに、法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

ウ 受注者の従業員は、受注者の定める就業規則を遵守するものとする。

エ 受注者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日 令和7年6月一部改正 厚生労働省）に即して安全管理を講じること。

4 業務の範囲

ア 発注者は、白衣類洗濯業務を委託し、受注者は誠意をもってこれにあたること。

イ 受注者は、白衣類の洗濯（クリーニング）、納入及び集配をすること。また、発注者の指示する物品を適切な洗剤等を用い、水洗い等それぞれに適した方法での洗濯（クリーニング）を行うこと。

ウ 受注者は、白衣類を発注者が指定する場所に搬入・搬出すること。

エ 受注者は、病院の業務運営に支障を来さないよう院内・院外問わず清潔なりネン等の保有に努め、湿気、鼠害その他破損等については常時必要な措置を講ずること。

オ 当院は公立病院であり、業務に従事する者は公的病院の従事者であるという精神をもって業務にあたること。また、患者及び関係者に不潔不快の念や患者の治療・看護並びに病院運営に支障となる行為は行わないこと。

5 納入・集配場所、日時

ア 納入場所は、福山市民病院（福山市蔵王町五丁目23番1号）とする。

イ 原則として日曜日・休日を除く毎日集配するものとする。

ウ 各品目における具体的な集配・納品時期についての詳細は契約時に発注者受注者協議し決定するものとする。

エ 納品は午前8時30分から午前10時の間に検品を受けることとする。

6 経費負担区分

- ア 従業員が着用する制服及び業務遂行に必要な設備、器材若しくは資材については受注者の責任と負担において準備するものとする。
- イ 白衣類の運搬は受注者の負担とする。
- ウ 作業に必要な電気・水道などの使用については受注者の負担とする。
- エ 作業実施にあたり生じた損害については、発注者の責に帰する理由のあるもののほかは受注者が損害賠償の責を負うものとする。
- オ 作業実施にあたり第三者に損害を及ぼした場合も前項と同様とする。

7 委託料の支払

月毎の納品実数に応じ、各月の支払いとする。

受注者は、毎月の納品実数を報告し市民病院の承認を受けるものとする。市民病院の承認後、所定の様式による請求書を翌月5日までに市民病院に提出する。

発注者は請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

8 帳票類について

受注者は納品時に納品書を、各月の納品実数報告時には白衣類洗濯実績表を病院総務課へ提出すること。受注者は受託するすべての業務について、業務内容、遂行手順、実施日時、就業場所、連絡体制、トラブル発生時の対応方法等の事項について書面を作成し、管理責任者が従業員に対し具体的に指示を行うこととする。なお、発注者はこれらについて必要と認めた場合、受注者に提出を求めることができる。

9 その他の留意点については次のとおりとする。

- ア 発注者及び受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の規定を遵守し、受注者は白衣類を適正に処理するものとする。
- イ 発注者及び受注者は、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）ほか労働関係法令を遵守し、受注者は、従業員の労働力を自ら直接利用し、本業務を受注者の業務として発注者から独立して処理するものとする。
- ウ 受注者は、管理責任者を通じた定期的な従業員や発注者からの聴取、打ち合わせを行い自ら適切な業務遂行を行うこと。
- エ 受注者は、安全、衛生、設備保全等の専門知識の啓発に努め、常に指導教育を積極的に行うこと。また、業務手順、集配経路等について十分に研修を行うこと。また、発注者が開催する院内感染対策等の研修会に必ず参加すること。
- オ 受注者は、従業員に定められた制服と名札を着用させ、身元、風紀及び衛生並びに規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- カ 受注者は、院内感染予防のため、手洗い、うがい等を励行すること。また、従業員に必要な予防接種等の対策を講じること。
- キ 受注者は、納期を遵守するように努めなければならない。
- ク 受注者は、洗濯（クリーニング）を行う前にポケット等を必ず確認し、残留物があつた場合は速やかに発注者に届け出なければならない。
- ケ 病院及び診療所の施設内において、盗難及び火災予防に留意し、不審者、不審物を発見したときは、速やかに発注者若しくは警備員に報告すること。
- コ 受注者はこの契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- サ 受注者は、契約の履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は自己のため利用してはならない。また、この契約終了後においても同様とする。
- シ 全ての作業において発生した事故は受注者が責任を負うものとする。ただし、発注者の責任によるものはこの限りではない。
- ス 何らかの事情により、業務の遂行が困難となった場合の業務の継続性・安定性を担保することができる体制を整備すること。また、社団法人日本病院寝具協会等の発行する業務代行保証書を発注者に提出すること。
- セ この仕様書に定めない事項については、その都度発注者と受注者とが協議し、文書により取り決めるものとする。

10 業務引継ぎ

ア 2026年（令和8年）4月1日から円滑に業務を行えるようにするため、業務引継ぎのための研修期間を設けるものとする。なお、この期間に要する費用は受注者が負担するものとする。

イ 受注者は、業務履行期間終了時には、発注者が指定する業者と、前項と同様に引継ぎを行うものとする。